

平成28年9月13日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 所有権移転登記更正登記等請求事件

口頭弁論終結日 平成28年8月30日

	判	決
原告		国
被告		Y

主 文

- 1 被告は、Aを代位する原告に対し、別紙1記載の各不動産について、いずれも、大阪法務局北大阪支局平成25年3月21日受付第●●号の所有権移転登記を、錯誤を原因として、A(大阪府)単独所有とする更正登記手続をせよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

- (1) 原告は、A(以下「本件滞納者」という。)に対し、租税債権(別紙2記載のものについては平成25年3月21日現在のものであり、別紙3記載のものについては平成28年4月30日現在のもの〔平成25年3月22日以降に納付した金額及び発生した延滞税額を加減算したもの〕である。以下「本件租税債権」という。)を有している。
- (2) 本件滞納者は、被告に対し、次のとおり本件不動産の所有権に基づく所有権移転登記の更正登記手続請求権を有する。

ア 本件滞納者は、次のとおり別紙1記載の各不動産（以下「本件不動産」という。）を所有している。

（ア） B（以下「本件被相続人」という。）は、平成19年12月20日当時、本件不動産を所有していた。

（イ） 本件被相続人は、平成19年12月●日、死亡した。

（ウ） 本件被相続人の相続関係は、別紙4のとおりである。本件滞納者は、本件被相続人の妻である。被告は、本件被相続人の子である。

（エ） 本件滞納者及び被告は、平成24年6月1日、本件滞納者が本件被相続人の全ての相続財産を相続する旨の遺産分割協議をした。また、大阪家庭裁判所は、平成25年2月14日、本件被相続人の相続に係る被告の相続放棄申述を受理した。

イ 本件不動産について、いずれも本件滞納者及び被告を共有持分2分の1とする所有権移転登記（大阪法務局北大阪支局平成25年3月21日受付第●●号）（以下「本件登記」という。）が存在する。

ウ したがって、本件不動産につき、その登記と実体関係との間に原始的な不一致がある。

（3） 本件滞納者は本件不動産以外にみるべき財産を有しておらず、原告は、本件租税債権を保全する必要がある。

（4） 原告は、本件滞納者及び被告から本件登記の更正登記手続に係る協力を得ることができない。

（5） よって、原告は、被告に対し、本件滞納者に代位して、本件滞納者の所有権に基づき、本件不動産について、本件登記の更正登記手続をすることを求める。

2 請求原因に対する認否

（1） 請求原因（1）ないし（3）は知らない。

（2） 請求原因（4）につき、被告は、原告から本件登記の更正登記手続に承

諾するように求められたにもかかわらずこれに応じなかったわけではなく、勝手に間違った登記をしたのだから元のあるべききれいな形に戻してほしい旨を述べたにすぎない。

第3 理由

- 1 証拠（甲2の1・2）によれば、請求原因（1）の事実が認められる。
- 2 証拠（甲4、5、6の1～19、7、8）によれば、請求原因（2）の事実が認められる。
- 3 証拠（甲11）によれば、請求原因（3）の事実が認められる。
- 4 証拠（甲9、13）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因（4）の事実が認められる。
- 5 以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容し、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第19民事部

裁判官 山地 修

別紙 1

不 動 産 目 録

1 土地

所 在 茨木市

地 番 ●●

地 目 宅地

地 積 207.19平方メートル

2 建物

所 在 茨木市

家屋番号 ●●

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

床面積 1階 72.65平方メートル

2階 44.97平方メートル

別紙 2 から別紙 3 まで 省略

被相続人 B 相続人関係図

